



厚生労働省山口労働局発表
令和5年8月23日（水）

担	厚生労働省山口労働局労働基準部 労働基準部長 上 条 訓 之 賃金室賃金指導官 吉 富 雄 治
当	電 話 083-995-0372

報道関係者各位

山口県最低賃金を「928円」に引き上げます

— 発効日は、令和5年10月1日 —

なだゆたか

山口労働局長（名田裕）は、山口県最低賃金を40円引上げ時間額928円に改正することを決定しました。

山口県最低賃金（地域別最低賃金）の改正については、本年7月6日、山口労働局長から山口地方最低賃金審議会に対し、諮問を行いました。

同審議会は、本年8月7日、現行の最低賃金額888円を40円引上げ（引上げ率4.5%）で、928円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて、山口労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、山口県最低賃金を928円とする決定を行いました。効力発生日は、令和5年10月1日となります。

山口労働局では、引き続き、改正された最低賃金額を始めとする最低賃金制度の周知を行うとともに、中小企業・小規模事業者に対する支援施策を推進してまいります。

（参考1）山口県最低賃金額の推移（過去5年分）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	829円	829円	857円	888円	928円
対前年度上昇率	3.4%	0%	3.4%	3.6%	4.5%
対前年度上昇額	27円	0円	28円	31円	40円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、両方の最低賃金が同時に適用される場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。

（参考2）近隣県の令和5年度の地域別最低賃金の答申状況

県名	鳥取	島根	岡山	広島	福岡
時間額	900円	904円	932円	970円	941円
発効日	10月5日	10月6日	10月1日	10月1日	10月6日